

## 意見書案

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 713 - 8121  
住所 倉敷市玉島阿賀崎1 - 1 - 2  
氏名 玉島テレビ放送  
代表取締役 藤井鉄郎

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 【要旨】

地上アナログテレビジョン放送の周波数跡地につきましては、通信・放送融合の流れや国民のニーズを考慮し、最大限に有効な利用を行うことが望まれます。現在、国民の多くが携帯電話を所有していることや、ゲーム機、映像・音楽のポータブルプレーヤーの普及度を勘案すれば、「携帯端末向けマルチメディア放送」として当該周波数を利用することは適当であり賛同を致します。特に、今回、実現する放送として、「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」の他に市町村単位をエリアとした「新型コミュニティ放送」について提案されておりますが、「地域住民の安全・安心の確保」「地域振興」の観点から賛同致しますと同時に、今後、周波数割り当てのあり方など継続して検討して戴きますようお願い申し上げます。

## 意見 1

### 【該当箇所】

13～15ページ

第2章 実現する放送

新たな放送をどのような放送として ～ それぞれ、次のとおりである。

(表)

### 【意見】

- 現在、地球温暖化による異常気象、大地震が想定されるなか、地域住民の安心・安全を確保するために、正確かつリアルタイムの防災情報を地域住民に提供することが重要であります。これを実現するためのICTサービスとして、地域（市町村）単位での携帯端末向けのコミュニティ放送は、リアルタイム性や汎用性の面で有効であると考えます。
- また、昨今「地域格差」が進行するなか、「地域再生」を目的として、住民にニーズにあったICTサービスを提供することが重要と考えます。「行政」「観光」「地域イベント」「交通」などの地域情報を、あまねく地域住民にタイムリーに提供できることは、地域住民にとって有用であり、これを実現する方法として携帯端末向けのコミュニティ放送は有効であると考えます。
- 以上より、今回報告書（案）において、実現する放送の一つとして、市町村単位をエリアとした「新型コミュニティ放送」について提案されたことに対して賛同するとともに、今後もさらに検討を深めて戴きたいと考えます。

## 意見 2

### 【該当箇所】

20 ページ 15～17 行

### 第3章 周波数の割当て

#### 2. 割当て周波数の検討

##### (2) 実現する周波数ごとの周波数割当て

② 地域のニーズや地域の経済力の違いにより、実際に実現が見込まれるコミュニティエリアの数は限定的であることから、こうした放送について専用の割当て周波数を確保しておくことは周波数の利用効率が悪い（死蔵の可能性が高い）こと、

参考資料 3：27～30 ページが該当

### 【意見】

- 「新型コミュニティ放送」は、各市町村という狭いエリアを対象としているため、それに見合った小出力の電波を想定してシミュレーションし、周波数利用効率について判断すべきと考えます。例えば、数十mWの小出力の送信局を、有線ネットワークを利用しながら複数設置してSFNを実現することにより、他エリアへの干渉を最小限にした市町村内のエリアカバーが実現できます。また、1エリアは1ch利用とした場合、5ch程度あれば全国の市町村において、「新型コミュニティ放送」が可能になるのではないかと考えます。「新型コミュニティ放送」への専用周波数割り当てについて改めて検討して戴きますようお願い致します。
- 周波数の有効利用がなされるかの判断は、電波が発射されるエリアではなく、多くの利用者が有効に利用するかどうかで判断されるべきです。「新型コミュニティ放送」が、多くの市町村において住民の生活利便性を向上させるものであれば、一部の市町村で電波利用されていなくとも、周波数の有効利用はなされていると考えます。一部地域で死蔵することを理由に、全国一律に専用周波数を割り当てないとの考え方は、地域事業者の無線事業への参入障壁になるとも考えます。したがって、地域事業者への周波数割り当ての是非については、地域事業者の意思や地域のニーズを十分勘案して判断して戴きますようお願い致します。

以上